

# インドネシア情報レポート

(2024年2月26日)

(公財)大阪産業局 インドネシアビジネスサポートデスク

PT. JAC Consulting Indonesia

2024年2月14日、インドネシア大統領選挙が実施されました。現大統領であるジョコ・ウィドド大統領が2014年に選出され2期連続で務めました。同国憲法で大統領の任期は2期10年までと定められていることから、今回10年ぶりに新しい顔の大統領が選ばれるということで国内・外で強い関心を集めています。立候補者はアニス氏・プラボウォ氏・ガンジナル氏の3名ですが、投票日2月14日の開票速報ではプラボウォ氏が50%を超える得票率となり当選確実とされています。この結果が各業界のトレンドや規制等にどのような影響を与えるのか注視する必要があります。

そんなインドネシアでは、入国ビザの新規定が制定されたことにより関連情報の収集や対応が外国企業にとって差し迫った課題となっています。発表された新規定は法務人権省大臣令第M.HH-02.GR.01.04で、出張者や駐在員等のビザ名称が更新されています。特に日本人の使用頻度の高いビザを下記の通りまとめました。

○到着ビザ (Visa On Arrival : 到着した空港で申請取得するもの)

No	活動目的	ビザ名称	活動許可範囲
1	観光・親族訪問 (30日間)	B1	国内の様々なレクリエーションや観光地訪問。展示会への参加など。
2	商用・商談 (30日間)	B2	協議、交渉、ビジネス契約の締結の実施、またこれら目的の為の事務所・工場での商談。
3	観光・親族訪問 (7日間)	F1	国内の様々なレクリエーションや観光地訪問。展示会への参加など。
4	商用・商談 (7日間)	F2	協議、交渉、ビジネス契約の締結の実施、またこれら目的の為の事務所・工場での商談。

○出張ビザ

No	活動目的	ビザ名称	活動許可範囲
1	観光・親族訪問（60日間）	C1	国内の様々なレクリエーションや観光地訪問。展示会への参加など。
2	商用・商談（60日間）	C2	協議、交渉、ビジネス契約の締結の実施、またこれら目的の為の事務所・工場での商談。
3	国際展示会への参加（60日間）	C11	物品またはサービスの販売のために、会議、コンベンションや展示会（単数または複数）に参加及び出展。
4	アフターサービス	C19	販売した物品またはサービスに関して、消費者にサービスを提供。
5	機械の設置および修理	C20	機械の設置または故障の修理を実施。

○一時滞在ビザ（駐在員向け）

No	活動目的	ビザ名称	活動許可範囲
1	専門家・労働者（1年間）	E23	保証人（スポンサー会社）との雇用関係のもとに、業務を遂行。
2	家族帯同（1年間）	E31	インドネシア領域内に居住する家族との帯同。

これら以外にも投資家向けのビザやセカンドホームビザ等が規定されています。到着ビザでの活動範囲が広がったことなど出張の多い日系企業には良い傾向ではありますが、現場はまだ、これらのコンプライアンス上のリスクの違いや査察、取得難易度など情報が十分ではありません。来尼される際には、規定のみでなく現地の状況を踏まえて慎重にビザ選びをする必要があります。